三股町建設工事競争入札心得

１　目的

三股町発注の建設工事等に係る条件付一般競争入札及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同施行令（昭和２２年政令第１６号）、三股町財務規則（平成２８年規則第８号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

２　入札等

（１）入札書は、工事ごとに封筒に入れ、工事名及び住所・氏名を記載し、公告又は指名通知書に示した日時に提出しなければならない。

（２）入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（３）入札参加者又は入札者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

（４）入札参加者は、令第１６７条の４第２項の規程に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（５）入札参加者又は入札者の代理人以外の入札室への立ち入りは、禁止する。

３　入札の辞退

（１）指名の通知を受けた者は、入札執行の前日までは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、条件付一般競争入札の場合には、辞退することができない。

（２）入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札前日までに到達するものに限る。）して行う。

４　公正な入札の確保

（１）入札参加者は、刑法（明治４０年法律第４５号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはいけない。

（２）入札参加者は入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

５　入札の中止等

（１）入札参加者が独占禁止法等に抵触する行為その他不正若しくは不穏の行動をなし、入札の適正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延長し若しくは中止することがある。

（２）条件付一般競争入札については、当該入札工事１件につき参加業者が２社未満の場合、入札を中止することとする。

６　入札記載金額

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該額に１円未満が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７　無効な入札

（１）次に掲げる入札は無効とする。

① 入札に参加する資格を有しない者のした入札

② 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札

③ 財務規則第１２４条第２号により入札保証保険契約を締結し入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札額を超える入札

④ 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱し若しくは不明な入札

⑤ 同一人が同一事項に対してした２通以上の入札

⑥ 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は２人以上の入札者の代理を兼ねてした入札

⑦ 委任状を持参しない代理人のした入札

⑧ 入札書比較価格（予定価格に１１０分の１００を乗じて得た価格）を上回る金額の入札をした者の入札

８　入札回数

（１）入札回数は１回とする。ただし、最低制限価格を設定した入札については、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないときは、

３回まで入札を行うことができる。

９　落札者の決定

（１）入札を行った者のうち、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た価格と最低制限価格に１１０分の１００を乗じて得た価格の範囲内で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない場合は、予定価格に１１０分の１００を乗じて得た価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

（３）前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（４）開札をした場合においては、落札者があるときはそのものの氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

１０　工事内訳書の提出

（１）入札参加者で入札の条件として工事内訳書の提出を求められた場合は、入札書と同時に工事内訳書を提出すること。この提出がない場合は、失格とする。なお、工事内訳書は金抜設計書の費目、工種欄に当てはまる数量、単価及び金額を記載し、記名押印する。

１１　その他

（１）同一業者が、近接した工事を２件以上落札、契約した場合は、設計変更にて当該工事の諸経費の調整を行うものとする。

１２　適用年月日

（１）この心得は、平成１４年１２月１日から適用する。

（２）この心得は、平成１９年１２月１日に一部改正する。

（３）この心得は、平成２０年１１月４日に一部改正する。

（４）この心得は、平成２１年　２月３日に一部改正する。